

平成30年度 第12回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年10月10日（水） 午前10時05分から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委員 長 | 上 田 博 久 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| | 委 員 | 中 本 久美子 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今 岡 誠 一 | 次長兼任用課長 | 山 添 久 | |
| | 給与課長 | 吉 野 一 朗 | 係 長 | 毎 野 卓 実 | |
| | 係 長 | 湯ノ口 修 | 係 長 | 足 立 陽 子 | |
| | 係 長 | 高 多 孝 典 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

- 議案第1号 職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告について
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係）
議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

当委員会は、地方公務員法第26条等の規定に基づき、毎年少なくとも1回、職員の給料表が適当であるかについて、県議会及び知事に対して給与に関する報告を行っており、併せて必要な勧告等も行っている。

本年も、給与報告等に当たり、職種別民間給与実態調査により県内民間事業所従業員の給料、賞与等を調査し、併せて県職員の給与の実態も把握したところ。

委員の皆様には、これら実態調査結果のほか、職員団体との意見交換、現場視察、任命権者の意見等の把握も行いながら、国及び他の地方公共団体の給与勧告等の状況、県内の経済・雇用情勢その他地方公務員法に規定する諸事情・諸情勢を総合的に勘案していただき、本年の給与報告等の内容について、これまでご検討いただいたところ。

本日、その内容が取りまとまったので、付議するもの。

議決後は、鳥取県議会議長及び鳥取県知事に対して、以下のとおり報告を行う予定。

①報告日 平成30年10月10日（水）

②報告の内容 別冊（案）のとおり

◇議案第 2 号

人事委員会規則の一部改正（組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則の一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則の名称

- ① 職員の職務の級の分類に関する規則
- ② 管理職手当に関する規則

2 概要

鳥取砂丘ビジターセンター（鳥取市、県及び環境省で構成する管理運営協議会が運営）開所による鳥取県生活環境部砂丘事務所の廃止に伴う職の廃止を踏まえた規定の整備。

（1）職員の職務の級の分類に関する規則

- ・行政職給料表にかかる級別職務分類表について、知事部局の砂丘事務所の職を削除。

（2）管理職手当に関する規則

- ① 職ごとの管理職手当の支給区分を定めている規則別表第 1 について、砂丘事務所の職を削除。
- ② 管理職手当額を定めている規則別表第 2 について、備考第 1 項で定める特定職から砂丘事務所の職を削除。

3 施行（適用）日

平成 30 年 10 月 26 日

◇議案第 3 号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県営病院事業管理者から職員の職務に専念する義務の免除について次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 職員の職務に専念する義務の免除の内容

職員が第 18 回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）に鳥取県代表のコーチ（陸上競技）として参加する場合

（1）対象職員 鳥取県立厚生病院 理学療法士 杉本 麻美

（2）免除期間 参加日程（10 月 11 日（木）～10 月 16 日（火））のうち勤務を要する日

（3）根拠規定 職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条の表第 14 号

○職務に専念する義務の特例に関する規則
（義務免除）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

(4) 理由

- ・ 全国障害者スポーツ大会は、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与すること等を目的に、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県が共同して主催する障がい者スポーツの全国的な祭典であり、同大会への選手団の派遣は、県の事業として行われている。
- ・ 今回は、当該職員が理学療法士としての知見を生かして行ってきた障がい者スポーツに関する指導等の実績を踏まえ、鳥取県知事から書面により役員(陸上競技のコーチ)として派遣依頼があったもの。
- ・ 当該職員が本大会に参加することにより、様々な障がいの種別、程度の選手に対し、それぞれの障がいの状況等を評価・分析して効果的な指導・体調管理等を行う経験や、他の指導者等により効果的な評価・分析手法等の習得が期待でき、当該職員の理学療法士としての資質の向上、ひいては公務における能率の向上に寄与するものと認められることから、承認することが適当である。

2 承認理由

申請理由のほか、研修を受ける場合に職務に専念する義務の特例に関する条例第2条により職務に専念する義務が免除されること、自己啓発等休業の取扱い等を勘案し、公益性、公務能率の向上等の観点から承認することが適当である。

3 承認日 議決日

六 次回人事委員会の開催

平成30年11月7日(水)午後3時から開催することとした。